

福井県庁地球温暖化防止実行計画（第2期）

～ 福井県庁エコオフィスプラン～

福 井 県

目 次

第 1	実行計画の基本的事項		
1	改定の背景	1
2	目的	2
3	基本方針	2
4	対象とする部局、事務・事業の範囲	2
5	期間	3
6	数値目標の基準年度	3
7	対象とする温室効果ガス	3
第 2	温室効果ガスの排出状況		
1	計画の実績	4
2	二酸化炭素の排出内訳	6
第 3	温室効果ガスの削減目標		
1	温室効果ガス総排出量の削減目標	7
2	項目ごとの削減目標	7
第 4	目標達成に向けた取組み		
1	取組みの体系	8
2	具体的取組み	9
第 5	計画の推進体制等		
1	推進体制	14
2	職員に対する研修	14
3	実施状況の点検・公表	14

第1 実行計画の基本的事項

1 改定の背景

平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)を受け、県庁の事務および事業による温室効果ガスの排出を抑制するため、平成13年に「福井県庁地球温暖化防止実行計画(福井県庁エコオフィスプラン)」(以下「実行計画」という。)を策定しました。

この実行計画に基づき、平成17年度までに県庁全体で温室効果ガス排出量を平成11年度に比べて3.5%削減することを目標にして、これまで取り組んできました。

その間、国においては平成14年6月に京都議定書を批准し、平成17年4月には京都議定書の発効を受けた「京都議定書目標達成計画」が策定され、温室効果ガス排出量の6%削減に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれが、直ちに対策を実施することとされました。

また、県においても「京都議定書目標達成計画」で掲げられている対策等を踏まえ、平成12年に策定した県全体での温室効果ガス排出抑制等の総合的計画である、「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を平成18年3月に改定しています。

このたび、平成13年に策定した実行計画の目標年次が到来したことから第2期実行計画を策定するにあたり、内容を改定した「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を踏まえて見直しします。

また、これまでの取り組み状況を整理し、成果が不十分であった事項の取り組みを一層強化することにより、県自らが事務事業に伴う環境負荷を率先して低減し、温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

2 目的

法第21条に基づき、県の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制することにより、県庁自らが温暖化防止に具体的に取り組むとともに、県民、事業者および市町の地球温暖化防止に向けた積極的な取組みを促進するものとします。

3 基本方針

(1) 京都議定書目標達成計画等を踏まえた地球温暖化対策

平成17年4月に閣議決定した京都議定書目標達成計画や福井県地球温暖化対策地域推進計画等の趣旨を踏まえ、これまでの取り組み状況の課題点を整理して第2期実行計画を策定しています。

(2) 全庁的な取組みの実施体制

県庁の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するためには、全庁的に取り組む必要があります。そのため、前実行計画と同様、本実行計画においても、全機関が一体となって取り組みます。

(3) 環境マネジメントシステムによる取組み強化

実行計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムの仕組みを活用しながら、定期的に点検・評価を行い、その結果を公表します。なお、必要に応じて、温室効果ガス削減の実績、施設の増設や技術の進歩など計画期間中の状況変化を踏まえ、計画の見直しを行います。

4 対象とする部局、事務・事業の範囲

すべての部局、すべての事務および事業を対象とする。

ただし、他者に委託等を行う事務および事業（公共事業のように民間に委託して行う事業や県有施設の管理運営を公益法人等に委託して行うもの）等を除きます。

知事部局（本庁、出先機関）、企業局（本局、出先機関）、出納事務局、
教育庁（本庁、出先機関、教育機関）、議会事務局、監査委員事務局、人
事委員会事務局、労働委員会事務局、県警（本部、警察学校、警察署）

5 期間

平成18年度から平成22年度までの5か年とします。

6 削減目標の基準年度

本計画における削減目標の基準年度は平成16年度とします。

7 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法律第2条第3項に規定する物質とします。また、その特徴はつぎのとおりです。

温室効果ガス	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 CO ₂	エネルギーの消費（化石燃料の燃焼）、 廃棄物(バイオマス起源を除く)の焼却	1
メタン CH ₄	家畜の腸内発酵・ふん尿処理、水田耕作、 下水処理	21
一酸化二窒素 N ₂ O	ボイラーや自動車等の燃焼機関排ガス、 窒素肥料の使用、麻酔剤（笑気ガス）	310
ハイドロフルオロ カーボン (13種類)HFC	カーエアコン等の冷媒 スプレーの噴射剤	140～ 11,700
パーフルオロカー ボン (7種類)PFC	半導体のエッチング・洗浄 (電子機器製造)	6,500～ 9,200
六ふっ化硫黄 SF ₆	電気絶縁用ガス(変圧器等) 半導体の洗浄等	23,900

地球温暖化係数：地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した数値

第2 温室効果ガスの排出状況

1 計画の実績

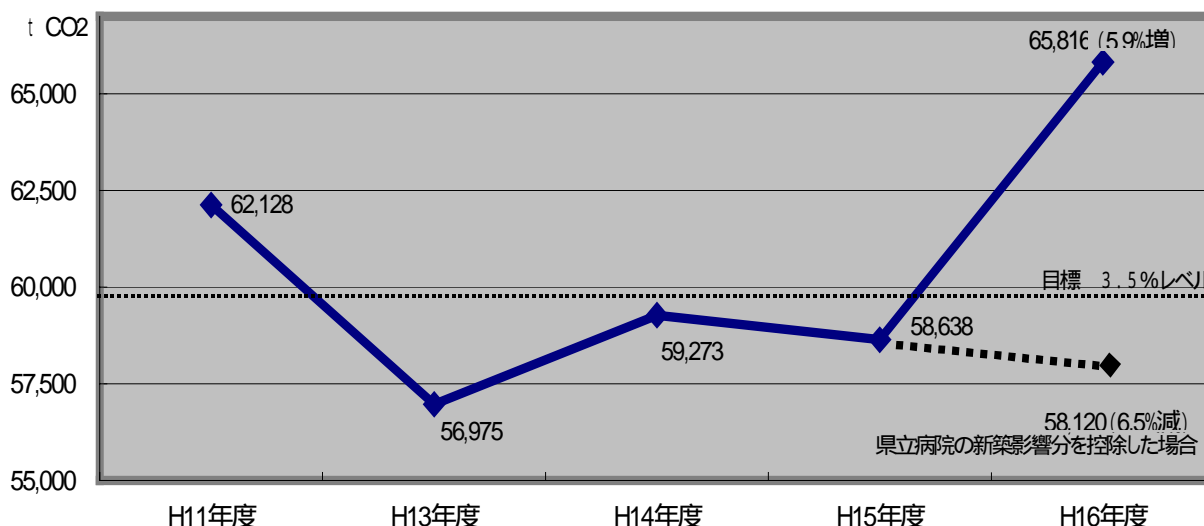
(1) 温室効果ガス排出量の経年変化

第1期実行計画が策定された平成13年度以降、平成15年度までは県庁の温室効果ガスは基準年度である平成11年度の排出量を下まわってきましたが、平成16年度には一転して排出量が増加しています。

平成16年度の県庁の温室効果ガス総排出量は、65,816 t CO₂ となっており、基準年度に比べ5.9%増加していますが、これには、県立病院の建て替えに伴う床面積の増大および設備の充実が大きく影響しています。

平成16年度の総排出量から県立病院の建て替えによる影響分を差し引いた場合58,120 t CO₂ となり、基準年度と比べて6.5%減となることから、各部局での削減取り組みは進んできたと言えます。

温室効果ガス総排出量の経年変化



(2) 電気および燃料等の使用量実績

電気および燃料等の使用量実績はつぎのとおりです。

電気使用量が5.1%、A重油使用量が19.5%それぞれ増加しています。これは恐竜博物館の新築や県立病院および県立図書館を移転拡充等した影響で照明や冷暖房等の使用量が増えたものです。

なお、県立病院の建て替えの影響を除いた場合、A重油使用量は19%程度削減されていたと考えられます。

軽油使用量増加については、船舶燃料の使用量が増加したことによります。

減少した項目としては、ガソリン使用量が3.1%、灯油使用量が17.7%それぞれ減っています。

なお、ガス燃料についてはLPGから都市ガスへ燃料転換したことにより増減が見られます。

電気および燃料等の使用量実績

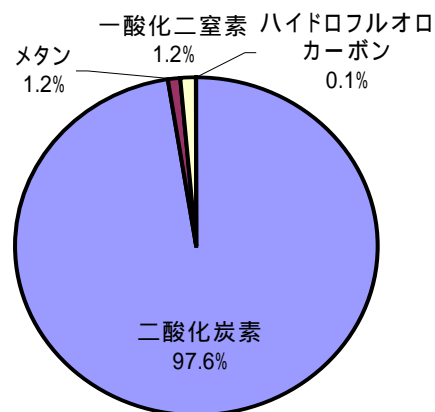
項目			H11年度(基準年度)	H16年度	H11年度比	
直接効果がある項目	電気使用量	千 kWh	75,783	79,658	5.1%	
	燃料使用量	ガソリン	kl	1,341	1,299	3.1%
		軽油	kl	670	827	65.8%
		灯油	kl	2,783	2,290	17.7%
		A重油	kl	6,708	8,013	19.5%
		LPG	t	310	77	75.1%
		都市ガス	千 m3	43	213	390.3%
		ジェット燃料	kl	88	130	47.2%
間接的に効果がある項目	水道水使用量	千 m3	1,242	2,113	70.1%	
	複写用紙使用量	t	298	310	4.1%	
	可燃ごみ発生量	kg/日	3,149	2,538	19.4%	
	不燃ごみ発生量	kg/日	1,458	618	57.6%	

(3) 温室効果ガスの種類別排出量

平成16年度の温室効果ガス総排出量におけるガスの種類ごとの構成比を見ると、二酸化炭素がそのほとんどを占めており、全体の97.6%となっています。

また、ガスの種類ごとの基準年度と比べた増減はつぎのとおりであり、二酸化炭素の増加が総排出量の増加につながっているといえます。

構成比(二酸化炭素換算)



温室効果ガスの種類別排出量の増減

温室効果ガス種類	H11年度排出量 (t-CO ₂)	H16年度排出量 (t-CO ₂)	H11年度比
二酸化炭素	60,407	64,216	6.3%
メタン	880	769	- 12.6%
一酸化二窒素	786	760	- 3.2%
ハイドロフルオロカーボン	55	70	27.3%
その他	0	0	0%
合計	62,128	65,816	5.9%

2 二酸化炭素の排出内訳

(1) 二酸化炭素排出量の項目別内訳

二酸化炭素は主に電気や燃料といったエネルギーの使用に伴い排出されます。

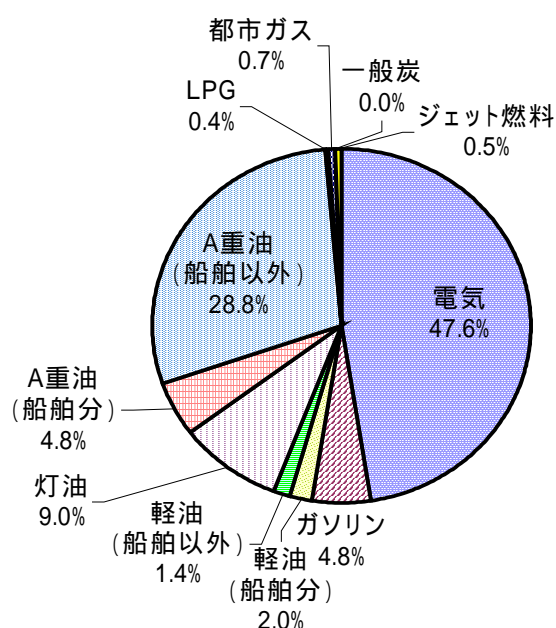
平成16年度の二酸化炭素排出量の内訳を項目別に見るとつぎのとおりであり、電気使用由来が47.6%と半分近くを占めています。また、主にボイラー等の設備で使用される船舶以外のA重油と灯油の燃焼由来があわせて37.8%となっています。

電気使用由来と設備用A重油および灯油燃焼由来を合計すると85.4%であり、排出量の大部分を占めています。

二酸化炭素排出量の項目別内訳

項目	H16年度排出量(t-CO ₂)
電気	30,589
燃料	33,627
〔内訳〕	
ガソリン	3,063
軽油(船舶分)	1,291
軽油(船舶以外)	895
灯油	5,789
A重油(船舶分)	3,113
A重油(船舶以外)	18,502
LPG	232
都市ガス	425
一般炭	0
ジェット燃料	317
二酸化炭素排出量の合計	64,216

二酸化炭素排出量の項目別割合



(2) 二酸化炭素排出量の部門別内訳

また、二酸化炭素排出量を部門別に見るとつぎのとおりとなっています。

排出量が増加している部門を見ると、公営企業部門については県立病院建て替えの影響により排出量が大きく増えています。また、教育・福祉部門については恐竜博物館新設および図書館建て替え等の影響により排出量が増えています。

一方、事務部門では排出量が減少しており実行計画に基づき取り組みをした成果が見られました。

二酸化炭素排出量の部門別内訳

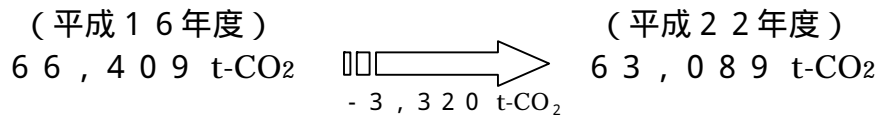
部門	H11年度排出量 (t-CO ₂)	H16年度排出量 (t-CO ₂)	H11年度比
事務部門	23,014	20,691	- 10.1%
公営企業部門	17,983	23,633	31.4%
教育・福祉部門	19,410	19,892	2.5%
合計	60,407	64,216	6.3%

第3 温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量を5%削減

(基準年度 平成16年度、目標年度 平成22年度)



温室効果ガス総排出量の算定方法について

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第39号)の施行に伴い、新計画の温室効果ガスは「(改正)地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条の規定に基づき算定します。

これにより、新計画ではいわゆる新排出係数を採用し、また、浄化槽から排出されるメタンを総排出量に加えるなど算定区分の加除を行ったため、平成16年度(新計画基準年度)の温室効果ガスの総排出量は次のとおり変わります。

旧算定方法 65,816 t-CO₂

新算定方法 66,409 t-CO₂

2 項目ごとの削減目標

(1)直接的に温室効果ガス削減に資する項目

- ・電気使用量 6%削減
- ・燃料使用量 冷暖房等 6%削減
- 公用車 10%削減

(2)間接的に温室効果ガス削減に資する項目

- ・水使用量 5%削減
- ・コピー用紙使用量 5%削減
- ・廃棄物の廃棄量 可燃物 5%削減
- 不燃物 5%削減

(基準年度 平成16年度、目標年度 平成22年度)

温室効果ガス種類別の削減取組みについて

温室効果ガスの大部分を二酸化炭素が占めることから、二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、電気および燃料の使用量削減に向けた取組みを実施します。

なお、二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)については、総排出量に占める割合も小さく、更なる削減も困難であると考えられることから、現状維持を目標とします。

第4 目標達成に向けた取組み

1 取組みの体系

(1)事業活動における共通取組み

省エネルギーの推進

- ・ 節電
- ・ 公用車の適正使用
- ・ エコスタイルの実施

省資源の推進

- ・ 節水
- ・ 用紙類の使用量削減

廃棄物発生の抑制等

- ・ 3Rの推進
- ・ グリーン購入の推進

(2)施設建設および管理における取組み

省エネルギーの推進

- ・ 省エネ型機器の採用
- ・ 断熱効果の高い施設建設の推進
- ・ 新エネルギー等の導入

施設の建築・改修における環境配慮

- ・ 環境に配慮した工事の設計および施工
- ・ 再生材等の活用
- ・ 県産木材の活用
- ・ 敷地内緑化
- ・ 代替フロンの排出抑制

施設の管理における環境配慮

- ・ エレベーターの管理
- ・ 自動販売機の管理
- ・ 廃棄物の発生抑制
- ・ メタン・一酸化二窒素の排出抑制

2 具体的な取組み

具体的な取組内容は次のとおりですが、項目に掲げられていないものでも、各所属において自主的に取組みを進めるものとします。ただし、病院、研究機関、企業局、学校等において、業務の性格上、取組みが困難な項目については、業務に支障のない範囲でできるだけ実施することとします。

(1) 事業活動における取組み

省エネルギーの推進

(ア) 節電

照明の使用に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室の入り口付近、水屋付近、複写機付近の電灯は不要な時、消灯する。 ・ 昼休みは必要な箇所のみ点灯し、一斉消灯する。 ・ ノー残業デーの日は、定時退庁を徹底し、早期消灯に努める。 ・ 早朝、夜間など時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみ点灯する。 ・ 残業時間の照明の点灯は、一人あたり40W×2本×2を目安とする。
コピー機、ファックスの使用に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機は退庁時に主電源を切る。 ・ コピー機等は、昼休みや残業時には、原則として電源を切る。(操作パネルでの「電源」オフ。ファックス複合機についてはスリープモードを活用) ・ コピー機等の使用後には、必ず低電力モードに切替る。(操作パネル「節電」や「予熱」ボタンを押す) ・ 複写機などのOA機器の更新時には、「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づき省エネルギータイプの機種を選択する。
パソコン、プリンターの使用に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンおよびプリンタは、昼休みには電源を落とす。 ・ パソコンは操作しないときには、画面電源オフに切り替わるよう設定する他、低電力モードを設定する。 ・ 退庁時には、パソコン、プリンターのコンセントを抜く。
その他電気製品の使用に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気ポット、冷蔵庫、テレビなどの電気製品は、必要性を精査し、効率的な使用を図る。 ・ 退庁時等に長時間使用しない電気製品のコンセントを抜く。 ・ 冷蔵庫の使用に当たっては、周囲に適当な放熱空間を設け、温度調節は弱めにすること。 ・ 電気ポットの保温設定は90(設定できないものを除く)とし、なるべく必要な湯量のみとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の電熱機器(電気ストーブ等)は、自粛する。(健康上支障がある場合を除く) ・電気製品の更新時には、「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づきエネルギー効率の高い機種を選択する。
エレベーターの使用に関する事	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの階(概ね上り3階、下り4階)への移動(3アップ4ダウン)は、階段を利用し、エレベーターの使用回数の削減に努める。

(イ) 公用車燃料の適正使用

低公害車の導入に関する事	公用車管理所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車は、低燃費車または低公害車を導入する。(特殊用途車両等を除く) ・公用車の更新時には、使用実態を踏まえ、必要最小限の大きさの車を選択する。
自動車の効率的利用に関する事	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用を促進し、公用車の使用を抑制する。 ・近距離への出張は、原則として、徒歩または自転車利用とする。 ・同一方面への出張は、公用車の相乗りを努める。 ・停車中はアイドリングストップを実施する。 ・発進時の加速は5秒で時速20kmを目安とし、車間距離に余裕をもって定速・経済走行に努める。 ・自動車に不要な荷物を載せない。 ・自動車のタイヤ空気圧調整やオイル交換等の適切な点検・整備を図る。 ・ノーマイカーデーの取組みを徹底する。

(ウ) エコスタイルの実施

冷暖房の使用に関する事	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房時には、室内の密閉など空調の効率向上を図る。 ・空調温度の適切な管理を行う。(冷房中の室温は28を、暖房中の室温は18を目途に過度にならないように適切に調整に努める。) ・冷暖房効率を良くするため、遮光および断熱にブラインド、カーテン等を活用する。 ・クールビズ、ウォームビズを励行する。
-------------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

省資源の推進

(ア) 節水

水の使用に関する事	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの流し水や手洗い水を必要最小限に抑制する。 ・湯沸室において、水の流しっぱなしはやめ、こまめに蛇口を閉める。
-----------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	庁舎管理所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水圧を調整し、手洗い等の蛇口出水量を抑制する。 ・効率的な融雪に努め、融雪に用いる水の使用を可能な限り抑制する。 ・芝生や植木などへの散水は、効率的、計画的に行う。 ・植木の散水等への雨水利用に努める。 ・排水処理水等の利用方法を検討し、その活用に努める。 ・節水バルブやトイレの擬音機器などの導入に努める。
--	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(イ) 用紙類の使用量削減

用紙類の使用に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーおよび両面印刷の徹底、ミスコピーの防止を図る。 ・手持ち資料および課内打合せ資料については、ミスコピー等の裏面を利用する。 ・会議資料等のより一層の簡素化を推進する。(1枚がベスト運動の推進) ・使用済み封筒の再利用を図る。 ・電子メディアを利用したペーパーレス化に努める。 ・紙類の分別収集を徹底するため、回収ボックスを設置し、リサイクルを徹底する。
--------------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

廃棄物発生抑制等

発生抑制(リデュース)に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、庁舎内での買い物の際には、袋を受け取らないよう努める。 ・マイバッグを持参するなど、廃棄物の発生抑制に努める。 ・各所属のごみ箱を原則的に30人に1個とする。 ・使い捨て製品の購入・利用を抑制する。 ・過剰包装された製品の購入を極力控える。 ・納入業者から出る梱包材は納入業者に引き取らせるよう努める。 ・備品等の共同使用、長期使用に努める。
再利用(リユース)に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ミスコピー等の裏面利用やメモ用紙として再利用に努める。 ・詰め替え可能な製品等を積極的に使用する。
再生利用(リサイクル)に関すること	庁舎管理所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用紙、新聞紙、段ボール、雑誌などの紙類の分別を徹底し、資源化を図る。 ・瓶、缶、プラスチック等のリサイクルボックスを設置する。 ・廃棄物の処理ルールに基づき、不燃物・プラスチック等分別リサイクル箱を設置し、廃棄物の種類に応じて、リサイクルおよび適正な処理を行う。
グリーン購入に関すること	各所属(職員)の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入に関しては、福井県庁グリーン購入推進方針に基づき購入する。

(2) 施設の建設および管理における取組み

省エネルギーの推進

省エネ型機器の採用に関する事	県有施設の建設、管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備更新時には、省エネルギー型インバータ照明機器を可能な限り採用する。 ・調光設備について、施設の利用に応じて人感センサ、自動照度調節、タイマー制御装置等の効率的な照明制御方式の採用に努める。 ・ボイラー等の更新時には、熱効率のより高い機種を選択する。 ・自動水栓等節水に有効な器具の導入を推進する。 ・水を使用する機器の更新に当たっては、節水型のものを選択する。
断熱効果の高い施設の建設に関する事	県有施設の建設、管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁に断熱材を用いる外断熱など、より一層の高断熱化に努める。 ・窓の2重化、ペアガラス等の採用により高気密、高断熱化に努める。
新エネルギー等の導入に関する事	県有施設の建設、管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションの導入に努める。 ・通風や採光など自然エネルギーの活用に努める。 ・給湯施設等へのソーラー温水機の導入に努める。 ・冷暖房施設等への熱回収蓄熱式ヒートポンプ機器の採用に努める。

施設の建築・改修における環境配慮

環境に配慮した工事の設計および施工に関する事	県有施設の建設担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・環境について配慮すべき基本的事項を規定した福井県公共事業環境配慮ガイドラインに基づき、環境に配慮した工事の設計および施工を推進する。
再生材等の使用に関する事	県有施設の建設担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・再生された、または再生できる資材を可能な限り活用する。 ・建設廃棄物の排出抑制・再利用に努める。 ・型枠については、熱帯材合板以外の型枠の利用検討およびその活用に努める。
県産木材の活用に関する事	県有施設の建設担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、県産木材の利用を図る。 ・公共施設の木造・木質化を図る。
敷地内等の緑化に関する事	県有施設の建設、管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内等において可能な限り緑地の確保を図る。
代替フロン	県有施設の建設担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房施設・消火施設の導入に当たっては、代替フロンを使用しない機器を可能な限り採用する。

施設の管理方法における環境配慮

エレベーターの使用に関すること	県有施設の管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉庁日のエレベーターの運転は、1台までとする。(非常用エレベーターを除く。)
自動販売機の設置に関すること	県有施設の管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置状況を精査し、台数の削減およびエネルギー消費の少ない機器への変更を呼び掛ける。 ・ 自動販売機の利用が見込めない時間帯や周囲が明るい時間帯には、照明を消灯するよう設置者に要請する。
廃棄物の発生抑制に関すること	県有施設の管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売店など庁内で物品を販売する者に使い捨て製品の自粛や回収ボックスの設置を要請する。
メタン、一酸化二窒素の排出抑制に関すること	県有施設の管理等担当所属の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験・実習等に供する牛・豚などの糞尿の適正な処理に努め、メタンおよび一酸化二窒素の排出を抑制する。 ・ 試験・実習ほ場の水調整、施肥の適正化に努め、メタンおよび一酸化二窒素の排出を抑制する。 ・ 試験・実習等に伴い発生した殻・わら等の焼却抑制に努めるとともに、廃棄物については適正に処理する。

第5 計画の推進体制等

1 推進体制

- (1) 計画に掲げた削減目標を達成するため、環境立県推進会議において、計画の効果的な推進を図る。
- (2) 計画の着実な推進と進行管理を行うため、各所属に環境づくり推進責任者および環境づくり推進員を設置する。

2 職員に対する研修

- (1) 自治研修所における研修や各種啓発活動を通じて、地球温暖化防止を含めた環境保全に関する研修を実施する。

3 実施状況の点検・公表

- (1) 推進責任者を通じて、半期ごとに各所属の取組みの実施状況を把握し、点検する。
- (2) 温室効果ガス排出量等の当計画の進捗状況を環境白書、県ホームページ等で公表する。

推進体制

